

電話勧誘販売

資格(士)商法など

突然、あなたの家に
電話がかかってきて...



今なら簡単に
資格が
とれますよ!



① 販売業者は...

▶ 氏名等の明示

電話をするときは、
販売目的、業者名、
自分の名前等を
告げる



お名前が
わかりません

▶ 再勧誘の禁止

契約を断っている者に
勧誘を続けたり
再度勧誘を
してはいけない



ごめんなさい...

そんなこと
言わないでさ~

▶ 事実に反する説明、威迫、困惑行為の禁止

勧誘する時は嘘をいったり、おど
したり困らせたりしない



取り消せないよ!!

来年から
国家資格に
なるんですよ!
(うそ)



国家資格って
たったのさっ
すっすっすっ
ってなんなの?

② 消費者は...

▶ クーリング・オフ制度の導入

消費者は書面をもらった日から、
8日間は無条件で契約解除できる



うーん...

やっぱり
やめよう!

▶ 書面交付の義務

契約内容を記した書面を交付
しなければならない



よ~く
確かめよう

公的資格が簡単に取れると言われますが、強引なセールストークや再三の電話などで
契約を迫られても不必要なものはキッパリ「ノー」と断りましょう!